



公共施設の再配置に関連する基本的な情報をお知らせします。

## 議案提出

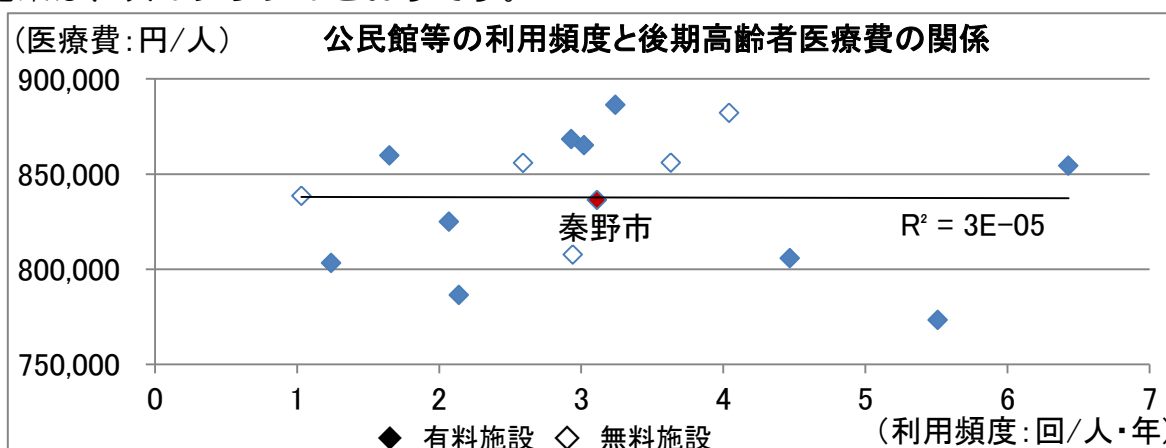
2年半にわたり取組を続けてきた「公共施設の使用料の見直し」ですが、今議会に「秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例を制定することについて」を議案提出しました。先週 14 日、総務常任委員会での 3 時間に及び審議が行われた結果、可決していただき、後は議会最終日の本会議での採決を待つだけとなりました。ご協力いただきました関係課の職員の皆様には、あらためてお礼を申し上げます。

さて、「エビデンス(証拠)に基づく政策(EBP：Evidence-Based Policy)」という言葉聞いたことがありますか。読んで字のごとく、具体的なデータから導き出される証拠に基づいて政策を立案し、また、その実践後もデータに基づく検証を行って証拠とし、政策の評価や変更を行うというものです。今回の使用料の見直しに当たっては、どのような「エビデンス(証拠)」が反映されたのか、その一部をご紹介します。

## 論より証拠

まず、見直しの作業を進める中で、特に反対する方の中に多かった意見として、「使用料が値上がりして高齢者の利用頻度が下がれば、医療費や介護費用が増大して、逆に市にとってはマイナスとなる。」というものがありました。

そこで、平成 27 年度における県下 16 市の後期高齢者一人当たりの医療費と、市民一人当たりの公民館等<sup>1</sup>の利用頻度に関するデータを比較してみました。結果は、次のグラフのとおりです。



公民館等を利用して、高齢者が生きがいをもって趣味や娯楽活動を行うことは、利用する方個人の健康に悪い影響があるはずはないと思います。しかし、「公民館等で市民の活動が活発に行われていると、高齢者全体の医療費にいい影響が現れる」のであれば、グラフに表される直線(線形近似曲線<sup>2</sup>)は、利用頻度が

<sup>1</sup> 公民館以外に、コミュニティセンター、生涯学習センターなど、会議室等で市民が主体的な活動を行う施設を含みます。

<sup>2</sup> グラフ上のマーカーの配置の規則性を表す線

高い市ほど医療費も下がるという右下がりになるはずです。また、 $R^2$  値も 0.0003 であり、マーカーの配置にまったく規則性がないことを示しています<sup>3</sup>。したがって、前述のような意見に対しては、「近隣市との比較の結果、使用料の見直しにより高齢者の利用が減れば、高齢者全体の医療費に悪い影響を与えるということは証明できません。」と説明しました。この「エビデンス(証拠)」がなければ、「財政が厳しいので、御理解をお願いします。」という説明を繰り返すだけになり、医療費を根拠にした反対の声は、消えなかったかもしれません。

次に、今回の条例案では、一部の施設について、「定期的企業使用」に関する条文が盛り込まれています。これは、平成 28 年度から試行的に実施していますが、公共施設には夜間開館がつきものです。しかし、総合体育館を除き、夜間の利用率は低いのが現状です。そこで、夜間の定期的な利用を許可することにより、月謝の徴収も可能な習い事の教室などを開けるようにするための制度です。今年度は、保健福祉センターで「高齢者向けパソコン教室」、「子ども向け英会話教室」、「不登校の子の自習室」の三つの教室が実施されています。

使用者は、事務所等を借りるよりも安価で場所を確保できることから、市民の主体的な社会教育活動の活発化を促します。また、使用者は公共施設を利用して収入を得ることになるため、使用の対価もフルコストから計算した 1,500 円/時間をいただき、施設の維持管理のための財源に充てています。

「一般の利用者から部屋が取りにくくなったなどの苦情が来るのでは」と思った方もいるのではないのでしょうか。この「定期的企業使用」が行える施設の決定に当たっては、平成 26 年度における各施設の夜間の利用率<sup>4</sup>を調べています。一例として、保健福祉センターの各部屋の夜間の利用率を右表に示しました。

この表から、第 2、3、4 会議室が夜間同時に使われることは、 $22\% \times 12\% \times 39\% \div 1\%$  の確率であることがわかります。また、第 2 会議室が取れなくても、第 3 でも、第 4 会議室でも同じ活動はできます。したがって、保健福祉センターの第 2 会議室を夜間「定期的企業使用」の場としても、一般の利用者に障害となる可能性は極めて低いことが結論付けられます。

抽象的な根拠を頼りに施策を展開し、非効率な税の使い方を続けていられる時代ではありません。しかし、何かを変えようとするとき、また、新たに何かをしようとするとき、必ず「行政のあるべき論」が立ちあがります。それを打破するための強い味方が「エビデンス(証拠)」です。私たちが見つけることができるのは、高度で専門的なものではありませんが、市民にとっては、身近で分かりやすく、説得力の高い「エビデンス(証拠)」になると思います。まずは、少しの手間をかけて「エビデンス(証拠)」を見つける癖をつけてみませんか。

室名	夜間利用率
教養娯楽室	49%
厚生室	7%
創作活動室	4%
多目的室	63%
第1会議室	8%
第2会議室	22%
第3会議室	12%
第4会議室	39%
調理室	4%
和室	29%

<sup>3</sup> 線形近似曲線が実際のマーカーの配置の規則性をどれだけ正確に表しているか示す値で、0~1の間で表される。0.3以上で線形とマーカーの配置には相関があるとされ、0.7以上で相関が強いとされている。

<sup>4</sup> 開館日数に対する午後 6 時以降に利用された日数の割合